

大分県被爆者訪問介護利用助成事業実施要領

1 趣旨

この要領は、大分県介護保険等利用原爆被爆者助成事業実施要綱（以下「介護保険等実施要綱」という。）第3の4に掲げる被爆者訪問介護利用助成事業の手続きについて、必要な事項を定める。

2 受給資格認定申請手続

- (1) 利用助成を受けようとする者で、介護保険の「訪問介護利用者負担減額認定証」（以下「減額認定証」という。）を所持しない者は、被爆者訪問介護利用助成受給資格認定申請書（別記様式第1号）を管轄の保健所（ただし、大分市在住者については健康政策・感染症対策課）を経由して知事に提出しなければならない。申請にあたっては、生計を維持する者が原則として所得税非課税であることの市町村長の証明又はそのことを証するに足りる書類を提出しなければならない。
- (2) 知事は、上記の申請に基づき内容を審査して、申請者が介護保険等実施要綱に定める要件に該当する者であるとして認定したときは、当該認定者に被爆者訪問介護利用助成受給者証（別記様式第2号、以下「受給者証」という。）を交付する。
- (3) 前項の認定は、申請のあった日の属する月の初日から、申請のあった日の属する月以降最初に到来する6月30日までの期間に限り、その効力を有する。ただし、6月中に申請する場合、前年の課税状況を確認することができるときには、翌年の6月30日までの期間を有効とすることができる。
- (4) 減額認定証を所持する被爆者については、その認定期間をもって被爆者訪問介護利用助成受給資格認定期間とする。
- (5) (1) から (3) までの規定は、(2) の認定を更新しようとする場合について準用する。

3 受給者証

- (1) 助成受給者は受給資格を失ったとき、有効期限に至ったときは直ちに受給者証を管轄の保健所（ただし、大分市在住者については健康政策・感染症対策課）を経由して知事に返却しなければならない。
- (2) 助成受給者は受給者証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、被爆者訪問介護利用助成受給者証記載事項変更届（別記様式第3号）に受給者証を添えて管轄の保健所（ただし、大分市在住者については健康政策・感染症対策課）を経由して知事に届け出なければならない。
- (3) 助成受給者は受給者証を破損、汚損又は紛失したときは受給者証の再交付申請書（別記様式第4号）を管轄の保健所（ただし、大分市在住者については健康政策・感染症

対策課)を經由して知事に提出することにより、再交付を受けることができる。

4 利用助成の受給

(1) 現物給付の場合

介護保険等実施要綱第5の1の方法により、被爆者訪問介護利用助成金の支給を受けようとする者は、当該サービスの提供を求める際に介護サービス事業者に対して被爆者健康手帳及び受給者証又は減額認定証を提示しなければならない。

(2) 償還払いの場合

償還払いにより被爆者訪問介護利用助成金の支給を受けようとする者は、介護サービスを受けた後、領収証及び介護サービスの内容を記載した書類を添付して、被爆者訪問介護利用助成金支給申請書(別記様式第5号)を管轄の保健所(ただし、大分市在住者については健康政策・感染症対策課)を經由して知事に申請する。

附 則

- 1 この要領は、平成14年度予算に係る利用助成金から適用する。
- 2 平成14年4月1日から平成14年5月31日までに受け付けた被爆者訪問介護利用助成受給資格認定申請書を2の(2)の規定により認定する場合、認定期間は2の(3)の規定にかかわらず、平成14年4月1日から平成14年5月31日まで効力を有する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日より適用する。